

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会（令和4年8月2日開催）に係る各委員意見等の一覧

資料番号	該当ページ	意見の内容	答申案への反映等
4-1	6	救急医療の評価「2」を「3」にしても良いと思います。救急医療の指標が、いずれも目標値を下回っていますが、それはコロナによるところであり、コロナ対応は市民に貢献しています。	答申案「1 救急医療について」に反映しています。
4-2	10	従って、この目標達成度はコロナ対応を差し引いて、つまりコロナ対応と一般救急に分けて考えるべきであり、そうすると「年間計画を順調に実施している=3」に該当するのではないのでしょうか。	なお、評価の変更に関しては、他の委員から変更の意見がなかったこと、救急医療の評価指標に新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響はあるものの、当該影響を受ける前からの継続的に目標値は未達であったこと等から、同感染症対応に望む現場スタッフの取組を適切に評価しながら、救急医療体制確保に引き続き取り組みを求める内容としています。
4-3	6	また、コロナの理由で評価を「2」にしてしまうと、現場の士気への悪影響が懸念されます。上記理由で全項目「3」以上になるため、大項目「第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の評価「B」を「A」にしても良いと思います。	
4-2	36	国立循環器病研究センターとの連携が、相互研究件数の推移を見ると着実に進んでいる。具体的に、どのような疾患において、相互に需要があるのか検討し、今後に役立てていただきたい。	
4-2	46-48	医師の働き方改革により、勤務総時間制限や連続勤務禁止が施行されます。非常勤を含めた、救急、小児科、周産期に係わる医師確保の検討をお願いします。	答申案「3 医療職の人材の確保・養成について」に反映しています。
4-1	14	人事評価制度の運用は、令和2年度予定の試行実施を見送り、令和3年度はガイドブックの作成等による準備、令和4年度で2年遅れの試行実施と理解しています。重要なテーマとはいえかなりの時間を要しており、関連コストも大きいものと察しますので、令和5年度からの確実な本格実施と運用効果の検証が重要と考えます。	答申案「4 人事給与制度について」に反映しています。
4-2	19		
4-1	15	令和3年度はコロナ関係補助金で約2.5億円の収入があり、黒字決算になっていますが、これらを除くと単年度赤字です。引き続き収支改善に努めてください。	答申案「5 財務内容の改善について」に反映しています。
4-1	14	収益の確保の評価「4」は「3」ではないのでしょうか。令和3年度の収益の確保は、手術件数確保や在院日数短縮等による努力があったことは大いに評価できますが、収益増加の多くの部分は補助金によるものであり、評価としては「上回って=4」とするよりも「順調に=4」とした方が妥当であると考えます。	答申案「5 財務内容の改善について」に反映しています。
4-2	53		なお、評価の変更に関しては、他の委員から変更の意見がなかったこと、外来患者数や病床利用率等の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を大きく受けたものの、入院診療単価、外来診療単価について、実績が目標値を大きく上回っていたことを踏まえて、引き続きの医業収益確保への取組を求める内容としています。
4-3	57		

令和4年8月24日
(2022年)

吹田市長 後藤 圭二 様

地方独立行政法人市立吹田市民病院評価委員会
委員長 高杉 豊

地方独立行政法人市立吹田市民病院 令和3年度の業務実績評価及び第2期中期目標期間の業務実績評価に係る意見について（答申）

令和4年8月2日付け4健健第537号にて市長より諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申いたします。

記

地方独立行政法人市立吹田市民病院の令和3年度の業務実績評価(案)及び第2期中期目標期間の業務実績の評価(案)については、妥当であると判断する。

なお、今後の病院運営に当たっては、以下の意見を踏まえつつ、市立病院としての役割を確実に実施し、地域に必要な医療を継続的に提供されたい。

1 救急医療について

救急医療に関する各指標は目標値を大きく下回っているものの、その背景には新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う対応による影響がある。同感染症への対応については市民サービスに大きく寄与していることから、現場への士気に影響なきよう、当該対応について適切に評価をしながら、引き続き救急医療体制の確保に取り組まれない。

2 国立循環器病研究センターとの機能分担・連携について

国立循環器病研究センターとの連携については、相互紹介件数の増加からも、着実に進んでいることが伺える。具体的にどのような疾患について、相互に需要があるのかを検討しながら、一層の機能分担・連携を進められたい。

3 医療職の人材の確保・養成について

令和6年4月1日からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始にあたり、医師の労働時間短縮に計画的に取り組むとともに、医師不足が危惧される救急、小児、周産期等については、非常勤も含めた医師確保の取組を適切に行われたい。

4 人事給与制度について

人事評価制度の運用は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から令和2年度に予定されていた試行実施を見送った後、令和3年度もガイドブックの作成等による準備、令和4年度に2年遅れての試行実施となっている。重要なテーマとはいえかなりの時間を要しており、関連コストも大きいことから、令和5年度からの本格実施については確実に実施し、運用効果の検証についても適切に実施されたい。

5 財務内容の改善について

手術件数の確保や在院日数の確保等の収益確保への取組については評価できるものの、令和3年度における収益の増加は、新型コロナウイルス感染症に係る補助金の影響が大きいことから、引き続き財務基盤としての医業収益確保への取組を継続されたい。